７－３に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を併せて実施した場合には、局所穿刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。

Ｋ６９５－２　腹腔鏡下肝切除術
　１　部分切除
　　イ　単回の切除によるもの　58,680点
　　ロ　複数回の切除を要するもの　63,680点
　２　外側区域切除　74,880点
　３　亜区域切除　108,820点
　４　１区域切除（外側区域切除を除く。）　130,730点
　５　２区域切除　152,440点
　６　３区域切除以上のもの　174,090点
Ｋ６９６　肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術　30,940点
Ｋ６９７　肝内胆管外瘻造設術
　１　開腹によるもの　18,810点
　２　経皮経肝によるもの　10,800点
Ｋ６９７－２　肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）
　１　腹腔鏡によるもの　18,710点
　２　その他のもの　17,410点
　注　フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。
Ｋ６９７－３　肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
　１　２センチメートル以内のもの
　　イ　腹腔鏡によるもの　16,300点
　　ロ　その他のもの　15,000点
　２　２センチメートルを超えるもの
　　イ　腹腔鏡によるもの　23,260点
　　ロ　その他のもの　21,960点
　注　フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。
Ｋ６９７－４　移植用部分肝採取術（生体）
　１　腹腔鏡によるもの　105,000点
　２　その他のもの　82,800点
　注　肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ６９７－５　生体部分肝移植術　227,140点
　注１　生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
　　２　肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
　　３　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
Ｋ６９７－６　移植用肝採取術（死体）　86,700点
　注　肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ６９７－７　同種死体肝移植術　193,060点
　注１　肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
　　２　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
Ｋ６９７－８　肝悪性腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
　１　２センチメートル以内のもの　51,200点
　２　２センチメートルを超えるもの　66,200点
（膵）
Ｋ６９８　急性膵炎手術
　１　感染性壊死部切除を伴うもの　49,390点
　２　その他のもの　28,210点
Ｋ６９９　膵結石手術
　１　膵切開によるもの　28,210点
　２　経十二指腸乳頭によるもの　28,210点
Ｋ６９９－２　体外衝撃波膵石破砕術（一連につき）　19,300点
　注　破砕した膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的膵石除去加算として、一連につき１回に限り5,640点を所定点数に加算する。
Ｋ７００　膵中央切除術　53,560点
Ｋ７００－２　膵腫瘍摘出術　26,100点
Ｋ７００－３　腹腔鏡下膵腫瘍摘出術　39,950点
Ｋ７００－４　腹腔鏡下膵中央切除術　88,050点
Ｋ７０１　膵破裂縫合術　24,280点
Ｋ７０２　膵体尾部腫瘍切除術
　１　膵尾部切除術の場合
　　イ　脾同時切除の場合　26,880点
　　ロ　脾温存の場合　21,750点
　２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合　57,190点
　３　周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合　59,060点
　４　血行再建を伴う腫瘍切除術の場合　55,870点
Ｋ７０２－２　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
　１　膵尾部切除術の場合
　　イ　脾同時切除の場合　53,480点
　　ロ　脾温存の場合　56,240点
　２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合　71,690点
Ｋ７０３　膵頭部腫瘍切除術
　１　膵頭十二指腸切除術の場合　91,410点
　２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合　97,230点
　３　周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合　97,230点
　４　血行再建を伴う腫瘍切除術の場合　131,230点
Ｋ７０３－２　腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
　１　膵頭十二指腸切除術の場合　158,450点
　２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合　173,640点
Ｋ７０４　膵全摘術　115,390点
Ｋ７０５　膵嚢胞胃（腸）バイパス術
　１　内視鏡によるもの　13,820点
　２　開腹によるもの　31,310点
Ｋ７０６　膵管空腸吻合術　37,620点
Ｋ７０７　膵嚢胞外瘻造設術
　１　内視鏡によるもの　18,370点
　２　開腹によるもの　12,460点
Ｋ７０８　膵管外瘻造設術　18,810点
Ｋ７０８－２　膵管誘導手術　18,810点
Ｋ７０８－３　内視鏡的膵管ステント留置術　22,240点
Ｋ７０９　膵瘻閉鎖術　28,210点
Ｋ７０９－２　移植用膵採取術（死体）　77,240点
　注　膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ７０９－３　同種死体膵移植術　112,570点
　注１　臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条第２項に規定する脳死した者の身体から採取された膵を除く死体膵を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。